

質問第四六号

薬事承認された医薬品の薬価基準収載の有無に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年二月二十七日

浜田 聡

参議院議長 関 口 昌 一 殿

薬事承認された医薬品の薬価基準収載の有無に関する質問主意書

医薬品の薬価基準収載は、薬事承認を受けた薬剤が公的医療保険の対象として価格設定される制度であり、保険医療の公平性を確保する上で重要な役割を果たしている。しかし、薬事承認を受けたにもかかわらず薬価基準収載されなかった薬の存否について、明確なデータは公表されていない。仮に、そのような事例が存在する場合、医薬品への公的アクセスの公平性や制度の透明性に問題があると考えられる。

薬事承認及び薬価基準収載は、日本の公的医療保険財政の持続可能性を確保するために極めて重要な課題であることを踏まえ、以下質問する。

一 これまで、薬事承認を受けたにもかかわらず、薬価基準収載されなかった医薬品はあるか。ある場合は当該医薬品名及び薬価基準収載されなかった理由について、当該医薬品が薬事承認を受けた年度ごとに全て示されたい。

二 前記一について、仮に、薬事承認後に薬価基準収載されなかった事例がある場合、薬事承認された医薬品が薬価基準収載されるか否かの審査基準を全て示されたい。また、厚生労働省の審査体制が薬価基準収載の審査に影響を与えることはあるか。ある場合はその詳細を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。